

第3次 たじみ男女共同参画プラン 後期計画

令和5（2023）年度 ～ 令和9（2027）年度



令和5（2023）年3月

多 治 見 市



はじめに



令和4年版男女共同参画白書では、「夫婦と子ども」世帯が減少し、「単独」世帯の割合が増加、「共働き」世帯数が「専業主婦」世帯の2倍以上になるなど、家族の姿の変化と人生の多様化が浮き彫りとなり、これまでの慣行や制度、人々の意識も見直される必要があると指摘されています。このような中、誰一人として取り残されず、すべての人が性別にかかわらずお互いを尊重し認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要であることは言うまでもありません。

多治見市では、平成10(1996)年に「たじみ男女共同参画プラン」を策定し、平成17(2005)年には、「多治見市男女共同参画推進条例」を制定、その後プランの改定を重ねながら、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてきました。

令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度には女性のいない審議会の数「0」を達成し、政策・方針決定過程への女性の参画が促進された一方、令和3(2021)年に実施した市民意識調査によると、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、今後も継続した取り組みが必要です。

このような状況をふまえ、この度「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」を策定しました。社会情勢の変化をとらえ、性の多様性や若い世代への啓発、男性の生きづらさなど新たな課題へも対応し、市民・事業者の皆さまと連携・協力して、「オール多治見」で男女共同参画の視点に立った施策に取り組んでまいります。

最後に、「第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画」の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた多治見市男女共同参画推進審議会の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆さま、関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和5(2023)年3月

多治見市長 古川 雅典

目次

第1章 計画策定の背景

- 1. 世界・国・岐阜県の動向…………… 2
- 2. 多治見市の取り組み…………… 2
- 3. 多治見市の現状…………… 3

第2章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨…………… 8
- 2. 計画の性格と位置づけ…………… 8
- 3. 計画の期間…………… 9
- 4. 計画の構成…………… 9
- 5. 体系図…………… 10

第3章 計画の内容

- 1. 基本目標…………… 14
- 2. 方針と施策
 - 方針1 人権を尊重する意識の醸成…………… 15
 - 方針2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進…………… 16
 - 方針3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進…………… 17
 - 方針4 働く場における女性活躍推進[多治見市女性活躍推進計画]… 17
 - 方針5 ワーク・ライフ・バランスの支援…………… 18
 - 方針6 地域社会や防災・災害分野における男女共同参画の推進…… 19
 - 方針7 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備… 19
 - 方針8 配偶者等に対する暴力の根絶[多治見市DV対策基本計画] … 20
- 3. プランの推進…………… 21
- 4. 目標値…………… 22

資料

- ・男女共同参画社会基本法…………… 24
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) …… 28
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法) … 37
- ・多治見市男女共同参画推進条例…………… 47
- ・多治見市男女共同参画推進審議会規則…………… 50
- ・多治見市男女共同参画推進審議会委員名簿(第9期) …… 51
- ・第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画策定の経緯…………… 51
- ・男女共同参画に関する国内外の動き(年表) …… 52
- ・用語解説…………… 55

第1章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1. 世界・国・岐阜県の動向

国際連合は昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、昭和54(1979)年「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択し、以降、性差別の撤廃や男女平等の実現に向けて世界規模での取組みを進めてきました。

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、17の目標のうち5番目を「ジェンダー平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント」としています。「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組んでいます。

国では、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成12(2000)年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は、令和2(2020)年に策定した「第5次男女共同参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組みを進めています。

岐阜県では、平成11(1999)年に「ぎふ男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画社会を実現していくための施策が示されて以降、平成15(2003)年には「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。平成16(2004)年には、性別役割分担意識の解消、性別にとらわれない多様な生き方の選択が可能な社会をめざし、「岐阜県男女共同参画計画」が策定され、現在は第4次計画となっています。

2. 多治見市の取組み

本市では、平成8(1996)年に「多治見市男女共同参画懇話会」を設置しました。

そして、同年に実施した「多治見市男女平等に関する市民意識調査」の結果などにより市民の意識の反映につとめ、具体的な方針と施策を示すため、平成10(1998)年2月に「たじみ男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成13(2001)年に実施した市民意識調査の結果や懇話会によるプラン前期の進捗状況の検証結果などをふまえ、プランの見直しを行い、平成15(2003)年に「たじみ男女共同参画プラン改訂版」を策定し、以後、市民意識調査とプランの見直し(中間見直しを含む)を5年ごとに行っています。

平成17(2005)年7月には、「多治見市男女共同参画推進条例」を制定し、同年10月には条例に基づき、「多治見市男女共同参画推進審議会」を設置しました。男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に取り組みを継続しています。

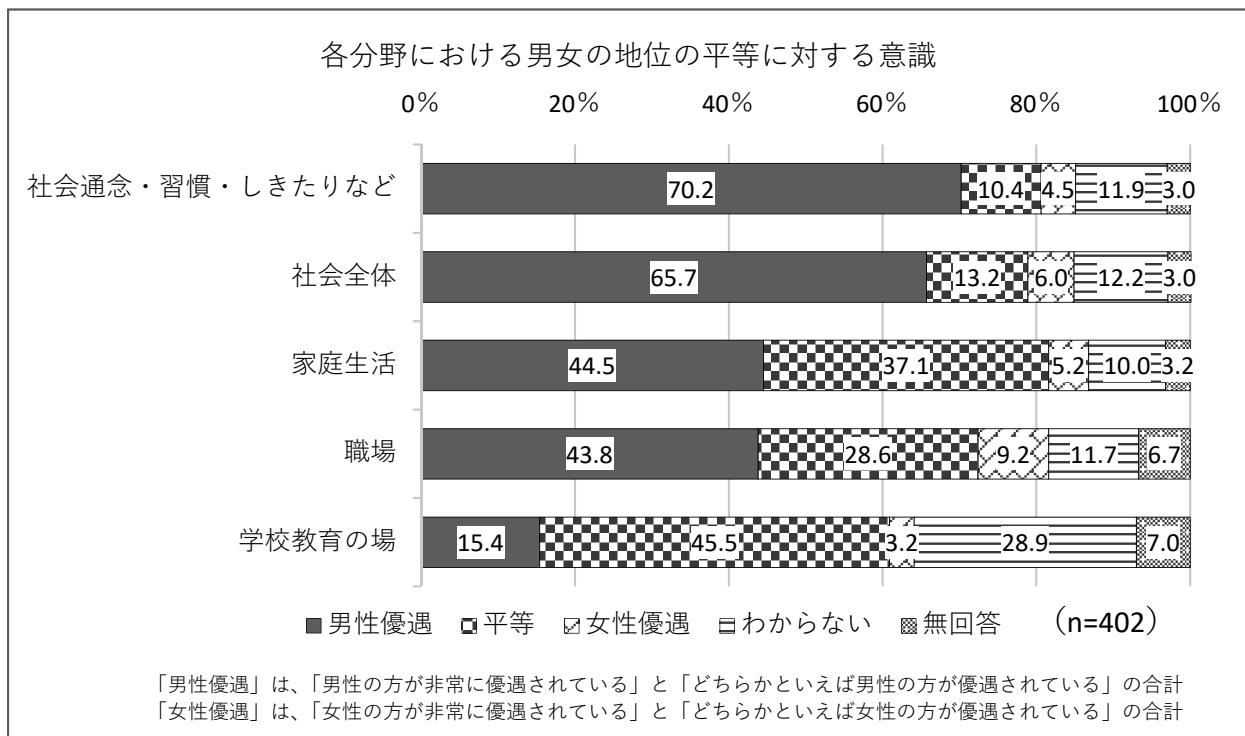
※詳しくは、資料「男女共同参画に関する国内外の動き(年表)」を参照

3. 多治見市の現状

(「多治見市男女共同参画に関する市民意識調査(令和3(2021)年8月実施)」より)

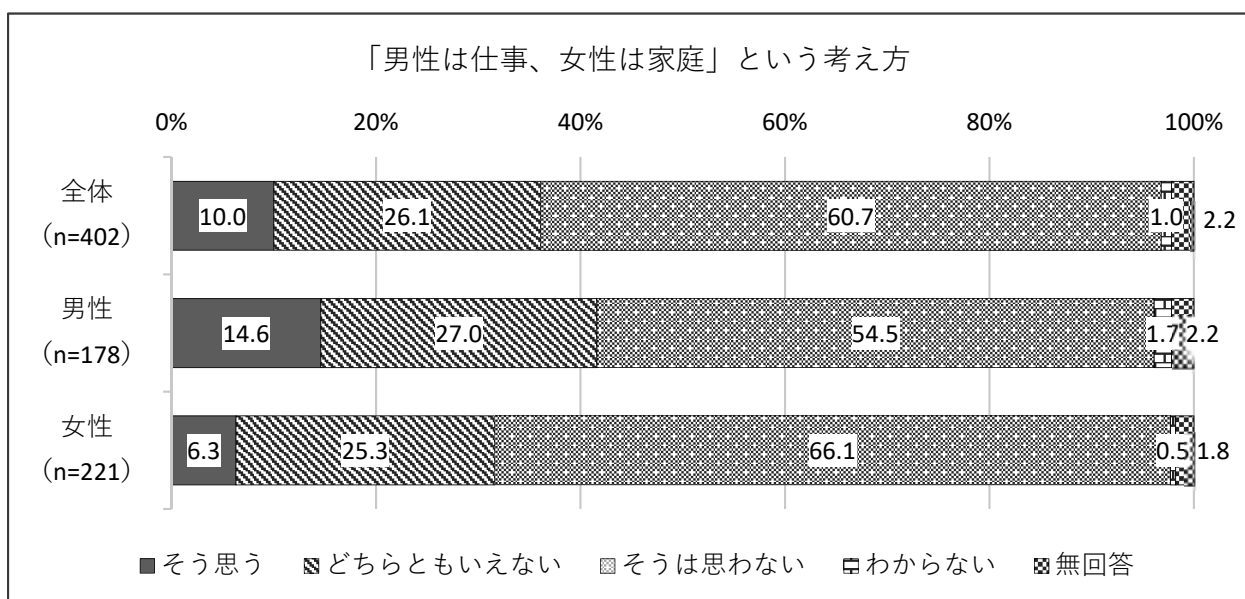
(1) 男女の地位の平等に対する意識について

「学校教育の場」については、「平等である」と答えた人の割合が最も高くなっています。それ以外では、「男性優遇」と答えた人の割合が高くなっています。

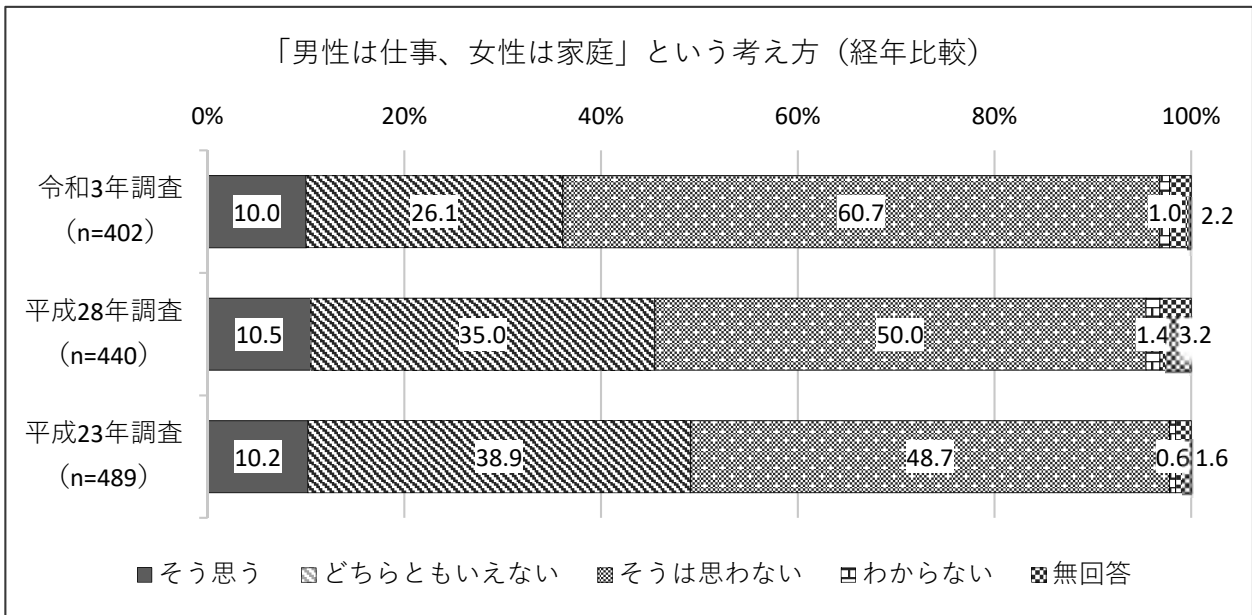


(2) 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

「そう思わない」と答えた人の割合が 60.7%と半数を超えているものの、「そう思う」と答えた人も 10.0%います。女性よりも男性の方が「そう思う」と答えた人の割合が高く、男女の意識に差があります。

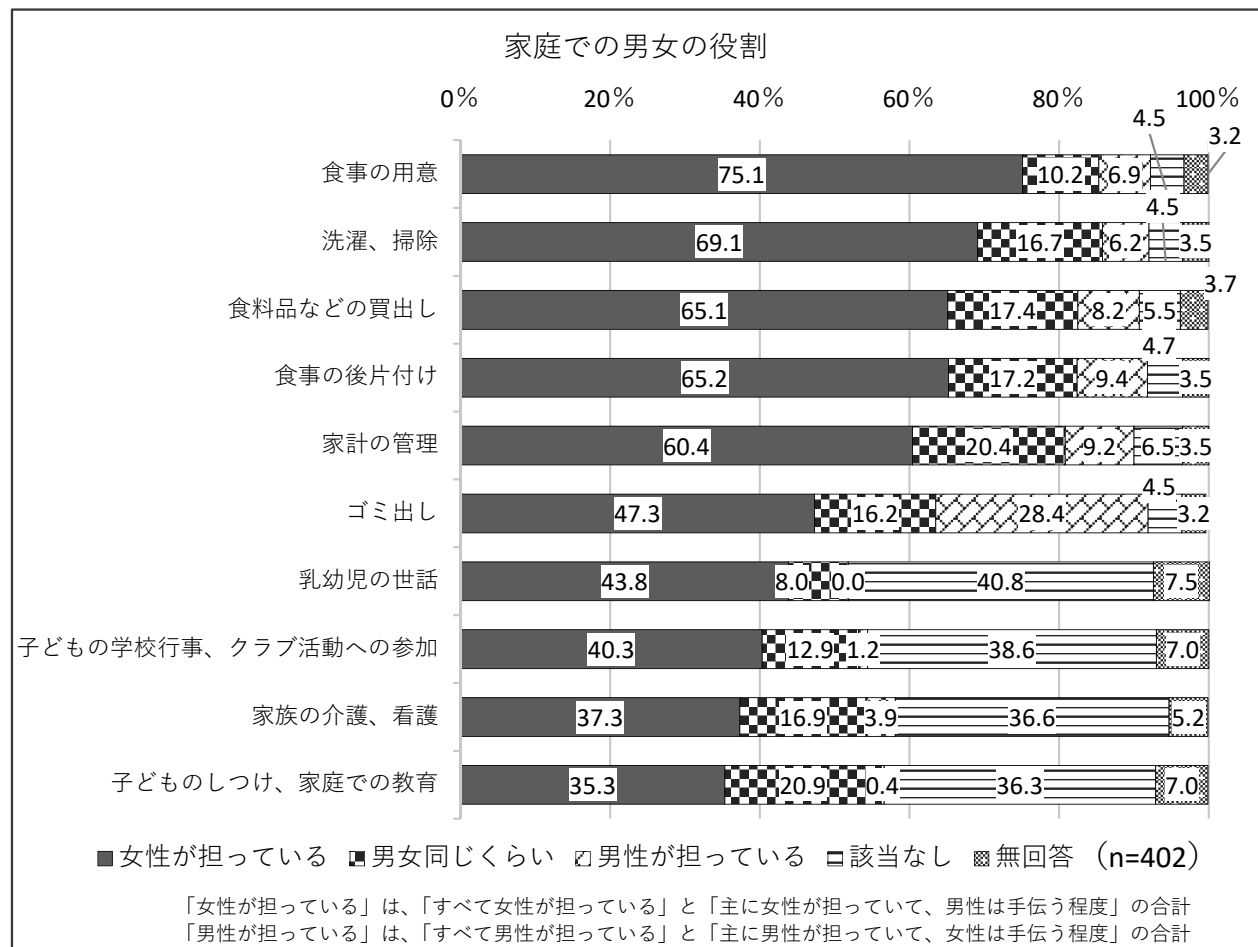


経年比較をすると、「そうは思わない」と答えた人の割合が増えていますが、「そう思う」と答えた人の割合はほとんど変わっていません。

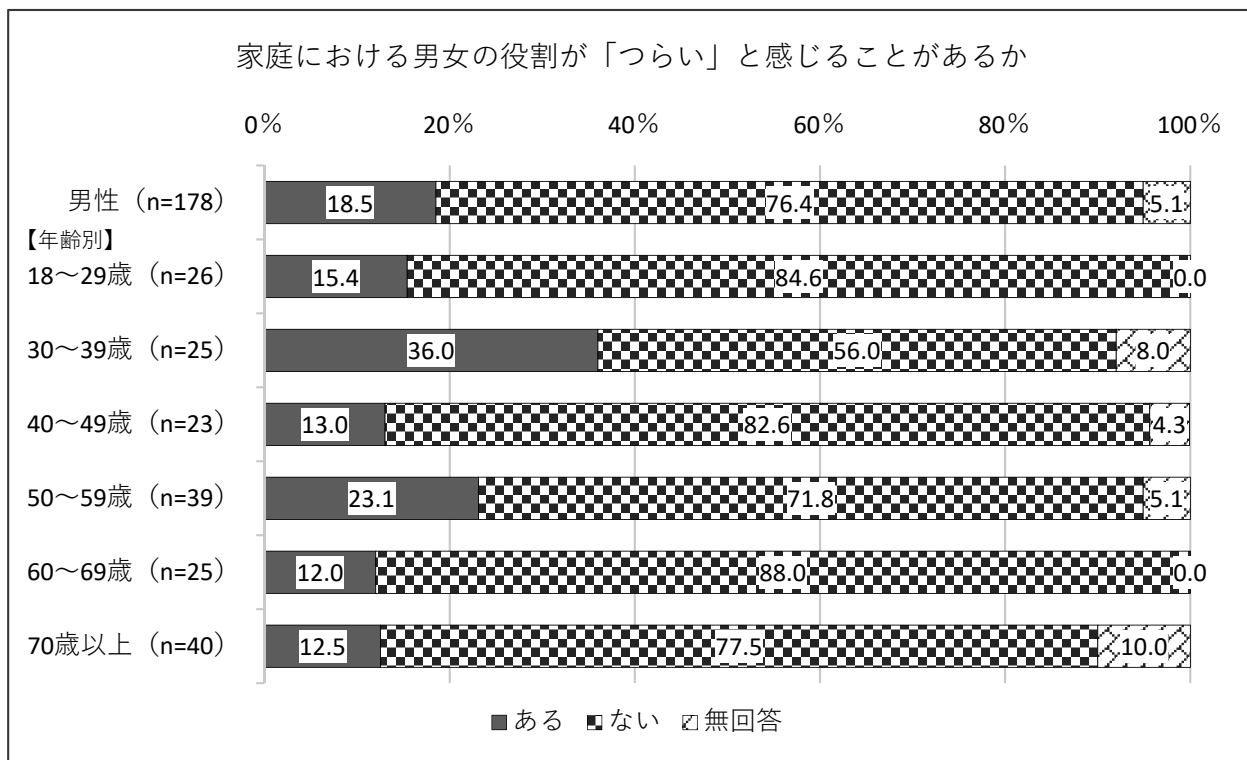


(3) 家庭での役割について

「食事の用意」や「掃除、洗濯」をはじめ、いずれの項目でも「女性が担っている」と答えた人の割合が高く、女性が家事・育児・介護の多くを担っていることが分かります。

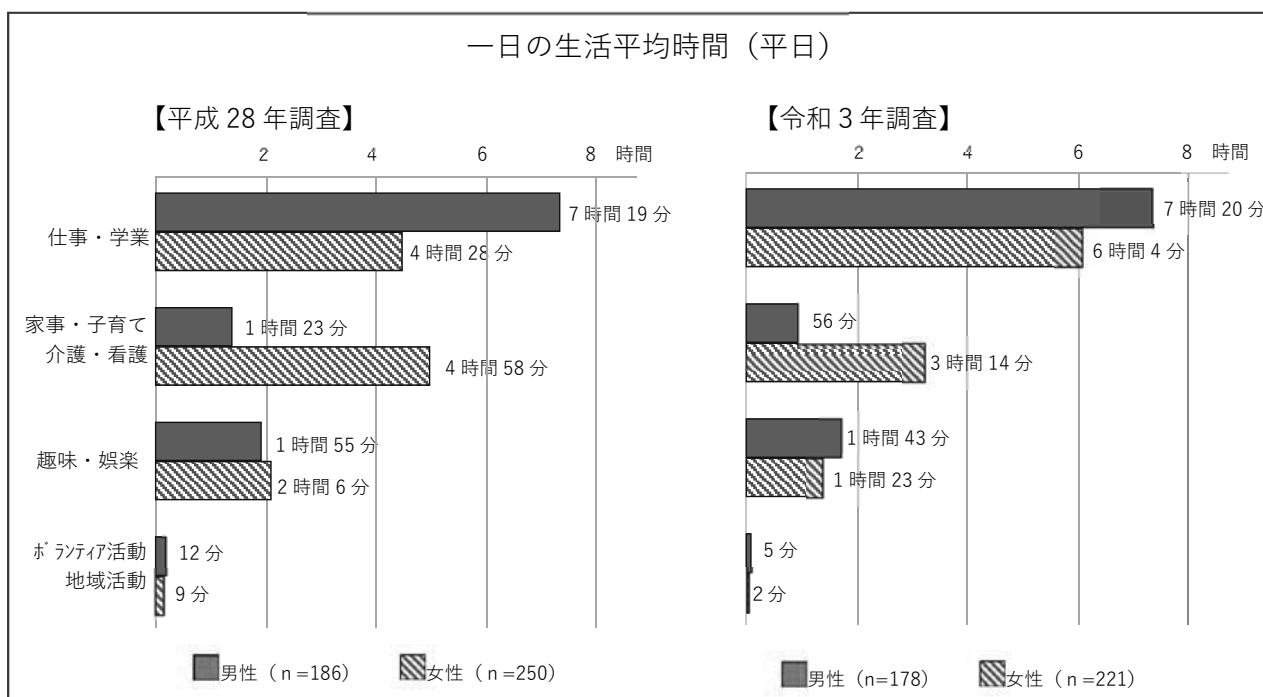


また、「家庭における男女の役割がづらい」と答えた男性が 18.5%います。どんなことがつらいかについては、「仕事の責任が大きい、仕事できて当たり前だと言われる」、「男だから頑張れと言われる」、「妻子を養うのは男の責任だと言われる」ことが多く回答されました。



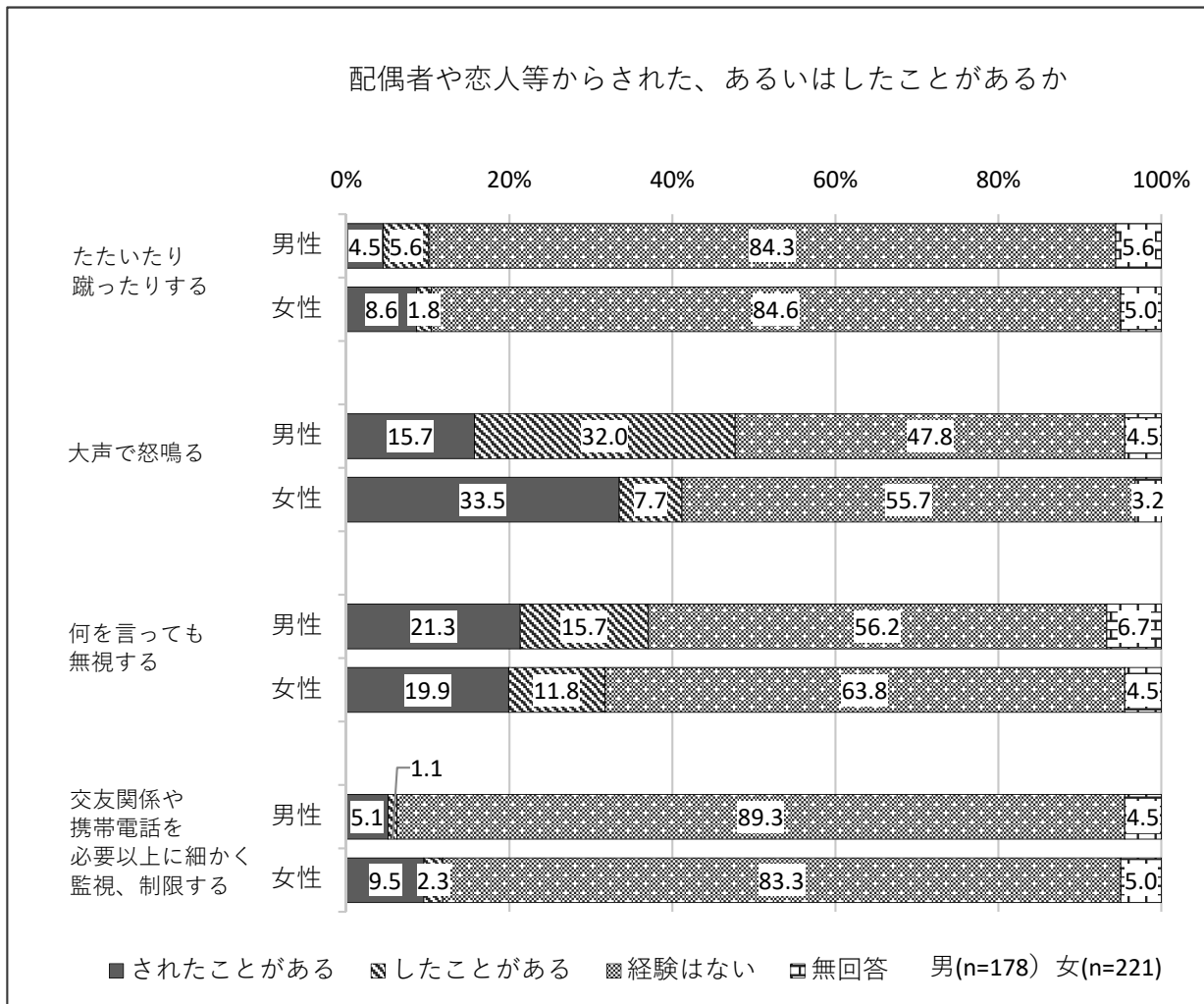
(4)生活時間について

平成28(2016)年調査と令和3(2021)年調査を比較すると、女性の仕事時間が大きく増えています。家事・子育て等の時間は男女とも減少していますが、家事・子育て等の時間の男女差は埋まっていません。



(5)DV(ドメスティックバイオレンス)について

女性の被害者が多いですが、男性の被害者もいます。



(6)性の多様性について

自由記述として「今や性別は男と女の2つに分けること自体が難しい」、「アンケート自体“男女”についての問いばかりで、自身の性に悩んでいる方々への配慮が足りない」との意見があり、LGBTQの方など、多様な性のあり方を尊重し認め合うことが求められています。性的少数者を表す「LGBTQ」という言葉に加え、すべての人が持つ性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字を組み合わせた「SOGI(ソジ)」という言葉も、性のあり方を表すものとして少しずつ広まっています。

第2章 計画の概要

第2章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国は、男女平等の実現に向けた様々な取り組みを進めてきましたが、なお一層の努力が必要であるとしています。男女共同参画基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけました。

本市においては、平成17(2005)年7月に「男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的として、「多治見市男女共同参画推進条例」(以下「条例」)を制定しました。また、条例制定に先立ち、平成 10(1998)年2月には、「たじみ男女共同参画プラン」(以下「プラン」)を策定しています。このプランは、市民一人ひとりがお互いを大切にすることができ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

平成 30(2018)年3月に策定した「第3次プラン」(平成30(2018)年度～令和9(2027)年度)の前期期間が終了することに伴い、後期計画を策定しました。後期計画は、これまでの取り組み状況や社会情勢の変化、令和 3(2021)年8月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、多治見市男女共同参画推進審議会での審議をふまえています。

策定にあたっては、次のような問題意識をもち、見直しました。

- ①男女の性別による視点だけではなく、様々な世代や国籍、性のあり方など、多様な視点を取り入れることが必要ではないか
- ②男女平等の意識は少しずつ浸透してきているが、依然として女性が困難な状況に置かれている場合が多いのではないか
- ③男性も DV の被害者であったり、生きづらさを抱えたりしていることから、男性の視点もより意識する必要があるのではないか

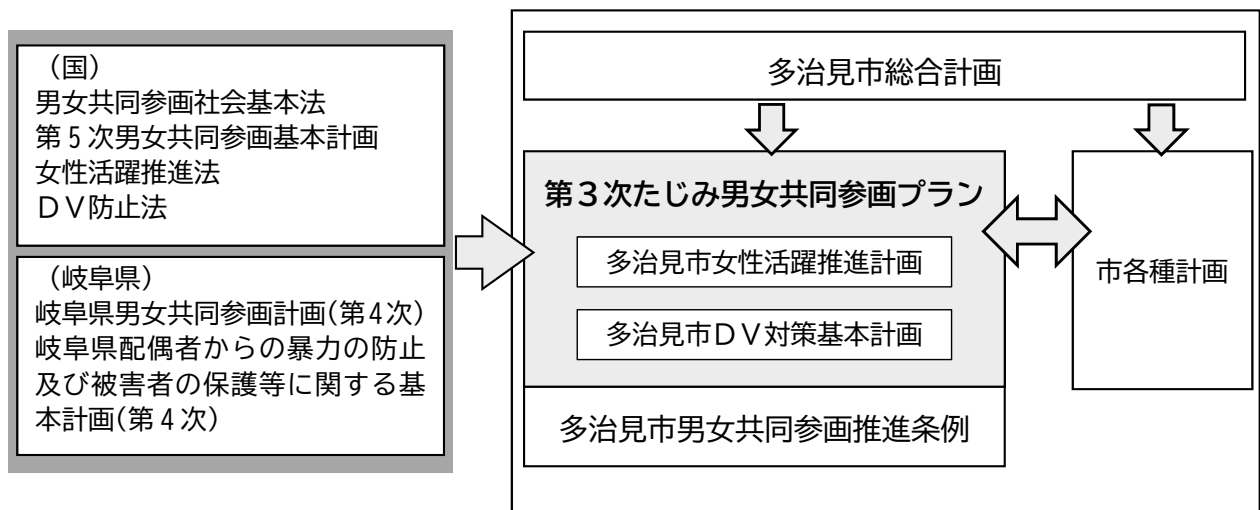
2. 計画の性格と位置づけ

(1)本プランは、多治見市男女共同参画推進条例第10条に基づいて策定する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策についての基本的な計画です。

(2)方針4「働く場における女性活躍推進」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条に規定する推進計画として位置づけます。

(3)方針8「配偶者等に対する暴力の根絶」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として位置づけます。

(4)本プランは、「多治見市総合計画」を上位計画とし、各種計画と連携を図ります。



3. 計画の期間

第3次プランの実施期間は平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10か年で、後半の令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までを後期計画の期間とします。ただし、社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

H30 (2018) 年度	H31 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度	R9 (2027) 年度
第3次たじみ男女共同参画プラン									
前期					後期				
				見直し					

4. 計画の構成

このプランは条例の基本理念にのっとり、市民一人ひとりがお互いを大切に、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し生き生きと暮らすことのできる社会の実現をめざして、3つの基本目標を掲げ、8の方針・21の施策とプランの推進で構成しています。

- 基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画
- 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる社会づくり
- 基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

5. 体系図

第3次たじみ男女共同参画



プラン後期計画 体系図

施策

- (1)男女共同参画についての広報、啓発
- (2)男女共同参画に関する調査研究、情報収集、提供
- (3)人権の尊重・擁護に関する意識の浸透
- (4)多様性の尊重と理解の促進

- (5)性別にとらわれない子どもの意識の醸成
- (6)男女共同参画を意識した学校(幼稚園・保育所を含む)運営
- (7)若い世代に向けた広報、啓発

- (8)市政における政策・方針決定過程への女性登用の促進

- (9)男女の均等な機会と待遇の確保の促進
- (10)女性の就業、起業に関する支援

- (11)家庭生活における男女の意識改革の推進
- (12)妊娠・出産期と子育てを支援するための環境整備
- (13)介護を支援するための環境整備

- (14)地域活動への参画の推進
- (15)地域活動団体への支援
- (16)防災・災害分野への女性等の参画の推進

- (17)高齢者・障がい者等が安心して暮らせる支援体制の充実(高齢者保健福祉計画・障害者計画)
- (18)在住外国人への支援
- (19)貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

- (20)DV 防止のための広報、啓発、相談窓口の周知
- (21)連携による被害者の把握、保護、支援

【プランの推進】

- (1)市民・事業者(商工会議所等)との連携、推進体制の充実
- (2)市役所における男女共同参画の推進
- (3)推進状況の把握と評価、報告

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

1. 基本目標

基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会実現のための基本理念のひとつであり、個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないことが大切です。

すべての人の人権が尊重されることを基本とし、根強く残る固定的な性別役割分担意識などを改め、男女平等の意識、性別や年齢、国籍などの属性にとらわれず、お互いを認め合う意識を醸成するため、あらゆる世代に向けた啓発や理解の促進に取り組みます。また、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないようにし、性別にとらわれず自らの意思で多様な生き方の選択を行い、これからの男女共同参画社会を担っていくことができるよう、若い世代の教育・学習を推進します。〈方針1、2〉

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、性別による差別がなく、誰もが自らの意思と責任で多様な活動が選択できることが必要です。

雇用や労働の分野においては、働く人が差別なく、一人ひとりの個性や能力を発揮でき、安心して働くことができる就労環境の整備が進められていますが、仕事内容や賃金・待遇・昇格機会等の男女差別や格差をなくすため、引き続き企業や市民に対して法律や制度の周知を図っていきます。

また、働くことを希望するすべての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、仕事と生活の調和を図ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革や支援体制を充実します。

政策・方針決定過程においては、多様な視点が活かされるよう、さらなる女性の参画を推進していきます。〈方針3、4、5〉

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

すべての人が安心して暮らせる地域社会をつくることは、男女共同参画社会の実現の基礎となります。

地域で支え合えるよう、日ごろの地域活動や防災・災害時における活動に、多様な担い手が参画できる環境をつくる必要があります。特に防災・災害分野では、災害時の多様なニーズや男女が受ける影響の違いに配慮できるよう、女性等の参画を推進します。

また、さまざまな困難を抱える人が安定した生活ができるよう支援を行います。

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーへの暴力(DV)は、安心を脅かす重大な人権侵害です。DVの根絶に向けた予防啓発、相談窓口の周知を行うとともに、被害者を支援するための体制を充実させます。〈方針6、7、8〉

2. 方針と施策

-----基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画-----

方針1 人権を尊重する意識の醸成

あらゆる世代に向けて人権や男女共同参画に関する情報と学習機会を提供し、人権を尊重する意識を醸成するための広報・啓発を推進します。

施策1 男女共同参画についての広報、啓発

	事業	概要	担当課
1	広報等による啓発	広報紙やFM放送、HP等さまざまな媒体を利用して男女共同参画に関する啓発を行います。	くらし人権課
2	男女共同参画講演会等の開催	男女共同参画の意識啓発と普及のための講演会や研修会等を行います。	くらし人権課
3	男女共同参画推進週間の実施	男女共同参画推進週間を通して、男女共同参画推進条例や男女共同参画プランの認知度の向上に努めます。	くらし人権課

施策2 男女共同参画に関する調査研究、情報収集、提供

	事業	概要	担当課
1	男女共同参画に関する調査研究	男女平等に関する意識の浸透や進捗状況、諸外国の情報収集も含めた男女共同参画に関する調査研究を行います。	くらし人権課
2	男女共同参画に関する会議への出席	男女平等・男女共同参画に関する国等開催の会議への出席を通して、情報の収集を行います。	くらし人権課
3	男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画に関する情報紙を定期的に発行します。	くらし人権課
4	男女共同参画に関する学習機会の提供	女性のエンパワーメントや男女それぞれの課題に対応した学習機会を提供します	くらし人権課

施策3 人権の尊重・擁護に関する意識の浸透

	事業	概要	担当課
1	人権に関する図書資料の充実	図書館において、男女の人権の尊重など男女共同参画に関する図書の充実を図ります。	文化スポーツ課
2	人権の尊重に関する学習機会の提供	人権尊重の意識の浸透を図るため、講演会・研修会等の学習機会の提供を行います	くらし人権課
3	人権施策推進指針に基づいた人権啓発	すべての人々の人権が保障される地域社会をめざして人権施策推進指針に基づき、人権啓発に努めます。	くらし人権課
4	性犯罪・ストーカー行為防止に関する情報提供	性犯罪・ストーカー行為防止の研修の実施や情報誌・チラシ等による情報提供を行います。	くらし人権課 教育相談室
5	セクハラ・パワハラ・モラハラに関する情報提供	セクハラ・パワハラ・モラハラを防止するための研修の実施や情報誌・チラシ等により、職場における人権侵害の防止を働きかけます。	産業観光課 くらし人権課 教育推進課

施策4 多様性の尊重と理解の促進

	事業	概要	担当課
1	多様な性についての情報収集、支援のあり方の検討	多様な性やパートナーシップ制度について情報収集し、支援のあり方を検討します。	くらし人権課
2	多文化共生のための啓発の実施	国際問題や外国の文化について、お互いの文化的差異を認め合える環境づくりに努めます。	文化スポーツ課 教育研究所

方針2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

幼少期から男女平等の視点に基づいた教育を行うことは、固定的役割分担意識を生じさせないためには大切です。

一人ひとりが男女平等・男女共同参画の正しい認識を持ち、自らの意思によって多様な生き方を選択できるよう教育・学習を推進します。

施策5 性別にとらわれない子どもの意識の醸成

	事業	概要	担当課
1	園児・児童・生徒への人権教育の推進	人権教育を推進し、一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重できる意識を育てます。	子ども支援課 教育研究所
2	子どもの権利の日事業の充実	公民館・児童館等で子どもの権利の日事業を充実させます。	文化スポーツ課 子ども支援課
3	個性に応じたキャリア教育活動の推進	個性に応じたキャリア教育の活動を実践します。	教育研究所

施策6 男女共同参画を意識した学校(幼稚園・保育所を含む)運営

	事業	概要	担当課
1	幼稚園・保育所・学校関係者への研修の充実	幼稚園・保育所・学校関係者に対する意識改革のための男女共同参画に関する研修の充実を図ります。	子ども支援課 教育研究所 くらし人権課
2	保護者に対する啓発	保護者に対して人権教育の支援や啓発を行います。	子ども支援課 教育推進課
3	女性教職員・幼稚園教諭・保育士の管理職登用への働きかけ	女性教職員・幼稚園教諭・保育士の管理職登用への働きかけをします。	子ども支援課 教育推進課

施策7 若い世代に向けた広報、啓発

	事業	概要	担当課
1	若い世代に向けた男女共同参画についての広報、啓発	高校生や大学生等の若い世代に向けての効果的な広報の仕方を検討し、男女共同参画に関する啓発を行います	くらし人権課

方針3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

さまざまな分野において多様な視点が活かされ、市政に反映されるよう市の審議会等、政策・方針決定過程への更なる女性の参画を促進します。

施策8 市政における政策・方針決定過程への女性登用の促進

	事業	概要	担当課
1	女性委員の登用促進	審議会や委員会等、市の政策・方針決定過程の場における女性の参画を促進します。	総務課 くらし人権課
2	地域の重要事項決定過程における女性の参画推進	地域の主要な役員にも男女問わず就任できるよう広報などを通して働きかけます。	くらし人権課

方針4 働く場における女性活躍推進[多治見市女性活躍推進計画]

雇用・労働の分野において、女性も男性も平等に安心して働き生活できるよう市内の企業や事業者に対して、法律や制度を周知し、職場環境の整備を働きかけます。また、女性の再就職や起業に向けた支援を行います。

施策9 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

	事業	概要	担当課
1	職場における機会均等の働きかけ	女性の参画を推進するため、企業や事業主に対し、職場内での職域(職種)の拡大を働きかけます。	産業観光課 くらし人権課
2	男女雇用機会均等法の定着の促進	企業や事業主に対し、男女雇用機会均等法の定着に向け、情報提供を行います。	産業観光課
3	育児・介護休業制度定着の推進	企業や事業主に対し、育児・介護休業制度の定着に向け、情報提供を行います。	産業観光課
4	企業アンケートの実施	企業アンケートを実施し、現状把握と意識啓発に努めます。	くらし人権課

施策10 女性の就業・起業に関する支援

	事業	概要	担当課
1	就労能力向上のための講座の開催	職業能力開発のためのセミナー・講座の充実を図ります。	産業観光課
2	就業機会の情報提供	就業機会や求人企業について求職者へ情報を提供します。	産業観光課
3	女性の起業支援	女性の起業支援や融資制度等の情報を提供します。	産業観光課
4	就業に関する相談体制の充実	働く女性の相談窓口の充実を図ります。	産業観光課
5	資格取得等に関する情報提供	女性のキャリアアップのための資格取得講座や教育訓練給付制度等の情報を提供します。	産業観光課

方針5 ワーク・ライフ・バランスの支援

性別にかかわらず誰もが、仕事と子育て・介護・社会活動等の調和が図られるよう環境の整備を進めるとともに、依然として家庭生活での女性の負担が大きいことをふまえ、男女双方の意識改革のための働きかけを行います。

施策 11 家庭生活における男女の意識改革の推進

	事業	概要	担当課
1	家庭における男女共同参画推進の啓発活動の充実	男女がお互いを理解し、ともに家庭生活を担うための意識付けができるよう、家事・子育て・介護に関する講座等の充実を図ります。	子ども支援課 文化スポーツ課 高齢福祉課
2	家庭と仕事の調和を実現するための情報提供	柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランス推進企業の取り組みなど、家庭と仕事の調和の実現に資する情報を提供します。	くらし人権課

施策 12 妊娠・出産期と子育てを支援するための環境整備

	事業	概要	担当課
1	地域における子育て支援事業の充実	地域子育て支援センターや児童館を地域における子育て支援の核として充実を図ります	子ども支援課
2	さまざまなライフスタイルに対応した保育サービスの充実	一時保育・預り保育・延長保育・休日保育・病児保育・病後児保育・障がい児保育を実施します。	子ども支援課
3	放課後児童対策の内容の充実	たじっこクラブ(学童保育所)の内容の充実を図ります。	教育推進課
4	子育てに関する相談体制の充実	保護者等や子どもへの適切な相談支援を行います。	子ども支援課 保健センター
5	子育てに関する制度の情報提供	子育て支援のための制度の情報を提供します。	子ども支援課
6	妊娠・出産期における健康支援	母子健康手帳の交付、マタニティスクールの実施など妊娠中や出産期の健康管理を図ります。	保健センター

施策 13 介護を支援するための環境整備

	事業	概要	担当課
1	介護サービスの充実と情報提供	男女がともに介護を担える環境づくりのため、介護サービスの充実と情報提供を行います。	高齢福祉課

方針6 地域社会や防災・災害分野における男女共同参画の推進

地域社会において、性別にかかわらず、多様な担い手がまちづくり活動やボランティア活動等へ参画できるよう環境づくりを行います。

防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点を取り入れられるよう、方針決定の場や防災活動への女性等の参画を推進します。

施策 14 地域活動への参画の推進

	事業	概要	担当課
1	ボランティアへの積極的参加の働きかけ	世代を問わず男女がともに地域活動に参画できる環境づくりとして、ボランティアへの積極的参加を働きかけます。	くらし人権課
2	ボランティア養成、NPO 講座等の開催	男女がともに地域活動に参画できる環境づくりとして、さまざまな世代が参加できるボランティア養成、NPO講座等を開催し、地域活動におけるリーダーの育成を働きかけます。	くらし人権課
3	まちづくり活動における男女共同参画の推進	まちづくり活動における男女共同参画を推進します。	くらし人権課

施策 15 地域活動団体への支援

	事業	概要	担当課
1	ボランティア・NPO への支援	男女がともに地域活動に参画できる環境づくりとして、ボランティア・NPOへの支援を行います。	くらし人権課

施策 16 防災・災害分野への女性等の参画の推進

	事業	概要	担当課
1	防災・災害復興における男女共同参画の推進	防災・災害復興に関する方針決定の場への女性等の参画を推進し、災害現場における多様なニーズに対応した支援を行います。	企画防災課
2	防災活動への女性の参画	女性の視点を取り入れた防災活動や災害復興が行えるよう、防災活動への女性の参画を促進します。	企画防災課 消防総務課

方針7 さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

高齢の方や障がいのある方が安心して暮らせるよう、対応する計画を推進します。

障がいがあることや外国人であること、ひとり親であること等、社会的な困難を抱えている場合に、特に女性が複合的な困難を抱えることがあることに留意し、支援を行います。

施策 17 高齢者・障がい者等が安心して暮らせる支援体制の充実(高齢者保健福祉計画・障害者計画)

	事業	概要	担当課
1	高齢者保健福祉計画の推進	多治見市高齢者保健福祉計画を推進します。	高齢福祉課
2	障害者計画の推進	多治見市障害者計画を推進します。	福祉課

施策 18 在住外国人への支援

	事業	概要	担当課
1	在住外国人への支援	外国人との共生をはかるため、外国語での生活関連情報の提供に努め、相談に取り組みます。	文化スポーツ課

施策 19 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

	事業	概要	担当課
1	ひとり親家庭への支援と情報提供	ひとり親家庭への支援及び手当てや医療費に関する情報を提供します。	子ども支援課 保険年金課
2	生活再建に向けた支援	生活再建に向けた支援について適切に対応します。	子ども支援課 福祉課

方針8 配偶者等に対する暴力の根絶[多治見市DV対策基本計画]

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力(DV)は、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。DVの根絶に向け、広報、啓発と相談窓口の周知を行います。関係機関と連携を図り、被害者の早期把握と保護、支援をします。

施策 20 DV防止のための広報、啓発、相談窓口の周知

	事業	概要	担当課
1	配偶者等に対する暴力や子どもへの虐待防止のための広報啓発の充実	配偶者等に対する暴力や子どもへの虐待などに関する予防啓発を行います。	子ども支援課 くらし人権課
2	DVに関する相談窓口の周知	各種相談機関、医療機関、子育て関連施設などで相談窓口の周知を図ります。	子ども支援課 くらし人権課
3	人権教育・啓発におけるDVに関する理解の促進	男女それぞれの人権を尊重し暴力を許さない意識を育む教育を充実します。	教育研究所 くらし人権課

施策 21 連携による被害者の把握、保護、支援

	事業	概要	担当課
1	支援を要する被害者の早期把握、保護、支援の充実	県配偶者暴力相談支援センター、警察、医療機関、子ども相談センター(児童相談所)等の関連機関との連携を図り、DV被害者の早期把握に努め、保護、支援を行います。	子ども支援課

3. プランの推進

本プランを効果的に推進し、実効性のあるものにするためには、より多くの方に理解をいただき、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させていくことが必要です。そのため、行政と市民・事業者などが相互に連携し、推進体制を充実します。

プランの進捗状況を適切に管理するとともに、法改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じてプランを見直します。

1 市民・事業者(商工会議所等)との連携、推進体制の充実

	事業	概要	担当課
1	男女共同参画推進審議会の実施	男女共同参画推進審議会を開催し、施策の状況評価と検証を行います。	くらし人権課
2	庁内推進体制の充実	庁内会議において、定期的に進捗状況を共有します。	くらし人権課
3	市各種計画との連携	市各種計画との連携を図り、市施策や各種事業を男女共同参画の視点から見直します。	くらし人権課
4	市民・事業者(商工会議所等)との連携	自治組織や事業者(商工会議所等)との連携を図ります。	くらし人権課

2 市役所における男女共同参画の推進

	事業	概要	担当課
1	女性職員の能力開発・活用の促進	長期派遣研修・政策能力形成研修等、女性職員の能力開発・活用の促進を図ります。	人事課
2	市職員に対する研修の充実	職員に対する意識改革のための研修の充実を図ります。	人事課 くらし人権課
3	特定事業主行動計画の推進	仕事と子育ての両立ができる職場環境づくりなど、多治見市特定事業主行動計画を推進します。	人事課
4	家庭、地域生活と両立できる職場環境づくり	仕事と家庭や地域生活の両立に向けて休暇制度などが活用しやすい職場環境づくりを推進します。	人事課

3 推進状況の把握と評価、報告

	事業	概要	担当課
1	プランの進捗管理	推進状況の定期的な把握とその評価を行います。また数値目標を設定し、計画の実効性についての評価を行います。	くらし人権課
2	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を実施します。	くらし人権課
3	国・県計画や関連法令などの改正状況の把握	国・県の計画や「男女共同参画社会基本法」等関連法令の改正状況を把握し、必要に応じてプランを見直します。	くらし人権課

4. 目標値

プランの推進により、令和9(2027)年度までに達成を目指す目標値は次のとおりです。

項目	第3次プラン 策定時 H28(2016)年度	現状値 R3(2021)年度	目標値 R9(2027)年度
基本目標Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画			
男女共同参画推進条例の内容を知っている人の割合	7.7%	7.9%	30%
男女共同参画プランの内容を知っている人の割合	8.4%	7.4%	30%
「社会全体」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	13.9%	13.2%	25%
「社会通念・習慣・しきたり」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	11.8%	10.4%	25%
「学校教育」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	43.4%	45.5%	70%
基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる社会づくり			
市の審議会等における女性委員の割合	35.8%	38.5%	40%～60%
女性委員がない市の審議会等の数	5	0	0
「職場」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	27.3%	28.6%	40%
女性活躍推進法の内容を知っている人の割合	18.6%	23.7%	30%
男女雇用機会均等法の内容を知っている人の割合	65.0%	60.5%	80%
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の市内企業登録数	—	67	85
「家庭生活」において男女の地位が平等であると答えた人の割合	32.3%	37.1%	40%
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり			
DV防止法の内容を知っている人の割合	52.9%	52.2%	60%
DV被害を受けた人のうち誰かに相談した人の割合	—	—	30%

プランの推進 ※			
市の管理職(課長級以上)の女性割合	8.3%	11.9%	15%
市の課長補佐・係長相当職の女性割合	—	29.5%	30%
市男性職員の育児休業取得率	11.8%	27.3%	15%
市男性職員における妻の出産に伴う特別休暇(2日)の完全取得率	58.8%	45.5%	70%
市男性職員における妻が出産する場合の子どもの養育のための特別休暇(5日間)の1日以上取得率	29.4%	63.6%	50%

※プランの推進の目標値は、「多治見市特定事業主行動計画」と整合を図っています。

資料

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号)

(最終改正:平成十一年十二月二十二日号外法律第六十号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計

画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があ

ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政

令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日[平成十三年一月六日]から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 [略]

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則[平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄]

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)
(最終改正: 令和四年六月十七日号外法律第六十八号)

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針等(第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
第五章 雑則(第三十条—第三十三条)
第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の

変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めな

ればならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、

事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍

を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の

定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の

募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主

又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行う

ものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成二九年三月三十一日法律第一四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略]附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和元年六月五日法律第二四号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略]附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則[令和四年三月三十一日法律第一二号抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略]附則第二十八条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略]附則[中略]第二十四条[中略]の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改

正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号)施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 [略]

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

(最終改正:令和四年六月十七日号外法律第六十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言

動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保

護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、

第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を

除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命

令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号

に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、

又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定に

よる命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相

手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあつ

た者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載

すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者

からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

三 〔略〕

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日
二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規

定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[令和四年六月一七日法律第六八号抄]

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号)施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 [略]

多治見市男女共同参画推進条例

(平成17年6月27日条例第18号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 権利侵害の禁止(第8条・第9条)

第3章 基本的施策の推進(第10条—第18条)

第4章 是正の申出又は相談(第19条)

第5章 男女共同参画推進審議会(第20条)

第6章 雑則(第21条)

附則

市民一人ひとりがお互いを大切に、性別にかかわらず、個性を輝かせて生き生きと暮らすことのできる社会の実現が、私たちの願いである。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付けている。

ここに私たちは、性の違いによる差別や固定的な性別役割分担意識による社会制度・慣行に縛られない、男女が対等な立場で人権を尊重しつつ責任も分かち合っていける男女共同参画社会の実現をめざして、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び保育又は教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する

者をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) 保育又は教育に携わる者 市内にある児童福祉施設、学校その他の子どもが育ち、又は学ぶための施設に関わる設置者、管理者及び保育又は教育を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げる事項とする。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 男女が性別による固定的な役割分担を反映した社会制度又は慣行によって活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任において、多様な活動が選択できるよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市の施策又は事業者の活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画できること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策を実施するに当たり、市民、事業者、保育又は教育に携わる者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進についての理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができ

る体制の整備及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保育又は教育に携わる者の責務)

第7条 保育又は教育に携わる者は、基本理念にのっとり、保育又は教育を行うに当たっては、性別にとらわれず個性を尊重し、能力が発揮されるよう努めなければならない。

2 保育又は教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するものとする。

第2章 権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメント(学校、職場及び地域における様々な活動において、相手方の意に反した性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的言動をされた相手方の対応により相手方に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者に身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現その他の男女共同参画社会の形成を阻害するような表現を行わないように努めるものとする。

第3章 基本的施策の推進

(男女共同参画計画の策定)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、男女共同参画計画を策定又は変更するときは、市民や多治見市男女共同参画推進審議会(第20条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市は、男女共同参画計画を策定又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

(参画の機会の確保)

第11条 市は、あらゆる施策を実施するに当たっては、男女共同参画に配慮するとともに、政策の立案、決定そ

の他の場面において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、その格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

(調査研究及び情報の収集)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行うものとする。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、市民、事業者及び保育又は教育に携わる者に対し、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するために情報の提供を行うとともに、男女共同参画社会の形成に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

(学習に対する支援)

第14条 市は、男女共同参画社会の形成についての関心と理解を深めるために、市民、事業者及び保育又は教育に携わる者に対して、研修の機会を提供する等学習に対する支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(推進状況の報告)

第16条 市は、必要があると認めるときは、事業者及び保育又は教育に携わる者に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求めることができる。

(推進週間)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成への関心と理解を深め、取組みを進めるために男女共同参画推進週間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進週間は、7月1日から7日までとする。

(公表)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

第4章 是正の申出又は相談

(是正の申出又は相談の措置等)

第19条 市は、男女共同参画社会の形成の推進を阻害すると認められる施策についての是正の申出を受け付け、適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民から性別を理由とした差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害することに関する

相談を受け付け、適切に対処するものとする。

3 市は、前2項に規定する是正の申出又は相談を受け付けた場合は、必要に応じて関係機関と連携を図るものとする。

4 市は、第1項及び第2項に規定する是正の申出又は相談があった場合は、必要に応じて審議会の意見を聴くことができるものとする。

第5章 男女共同参画推進審議会

(男女共同参画推進審議会)

第20条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、調査、評価及び審議するため、多治見市男女共同参画推進審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、調査審議及び答申をするものとする。

3 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について市長に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第10条第2項、第19条第4項、第5章及び附則第2項の規定は、平成17年10月1日から施行する。

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「子どもの権利委員会委員」を

「 子どもの権利委員会委員
 男女共同参画推進審議会委員 」

に改める。

多治見市男女共同参画推進審議会規則

(平成17年7月15日規則第79号)

(改正:平成20年3月31日規則第39号)

(改正:平成23年3月31日規則第34号)

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市男女共同参画推進条例(平成17年条例第18号)第20条の規定に基づき、多治見市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の性の委員の数が、委員の総数の6割を超えてはならない。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 4名以内
- (2) 事業者 4名以内
- (3) 保育又は教育に携わる者 4名以内
- (4) 公募市民 3名以内

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境文化部くらし人権課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第39号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第34号抄)

1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

多治見市男女共同参画推進審議会委員名簿(第9期)

(五十音順 敬称略)

氏名	所属等
岩下 英治	多治見市文化振興事業団
梅村 千恵美	昭和小学校
河人 宗寿	多治見人権擁護委員協議会
佐藤 大介	多治見商工会議所
土本 雄司	多治見市社会福祉協議会
副会長 中村 奈津子	NPO 法人参画プラネット
長谷川 邦代	星ヶ台保育園
原 健二	中部電力パワーグリッド(株)多治見営業所
会長 古川 芳子	NPO 法人岐阜後見センター 第三者評価委員
守屋 ひと美	多治見市民病院
横山 幸子	東濃信用金庫
吉田 淑恵	公募市民

第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画策定の経緯

年	月日	内容
令和3(2021)年	8月	多治見市男女共同参画に関する市民意識調査の実施
令和4(2022)年	5月24日	第9期第1回多治見市男女共同参画推進審議会 (市民意識調査の結果、策定スケジュール等について)
	7月26日	第9期第2回多治見市男女共同参画推進審議会 (前期計画の成果と課題、社会情勢等をふまえた新たな課題について)
	9月16日	第9期第3回多治見市男女共同参画推進審議会 (体系図(案)、目標値(案)について)
	11月10日	第9期第4回多治見市男女共同参画推進審議会 (体系図(案)、事業(案)について)
	12月15日	庁内会議(調整会議)
	12月20日	庁内会議(政策会議)
	12月22日	パブリック・コメント手続き開始(令和5(2023)年1月23日まで) ・意見提出結果 0件
令和5(2023)年	2月9日	第9期第5回多治見市男女共同参画推進審議会 (パブリック・コメント、最終案、計画書(案)、目標値(案)について)

男女共同参画に関する国内外の動き(年表)

年	世界	国	岐阜県	多治見市
平成7(1995)	第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のため の行動(北京)「北京宣言 及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児・ 介護休業法」への改正 (介護休業制度の法制 化)		
平成8(1996)		男女共同参画推進連携 会議(えがりてネットワーク) 発足 「男女用同参画 2000 年 プラン」策定		「多治見市男女共同参 画懇話会」設置 「多治見市男女平等に 関する市民意識調査」実 施
平成9(1997)		男女共同参画審議会設 置(法律) 「介護保険法」公布	「男女共同参画に関す る県民意識調査」実施	
平成10(1998)			「第3次ぎふ女性行動計 画への提言」(女性の世 紀21委員会)	「たじみ男女共同参画 プラン」策定
平成11(1999)		「男女共同参画社会基 本法」公布、施行	「ぎふ男女共同参画プ ラン」策定	
平成12(2000)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ミレニアム開発目標(MDGs)設 定(目標3:ジェンダー平等 推進と女性の地位向上) 「女性・平和・安全保障 に関する国連安保理決 議第1325号」採択	「男女共同参画基本計 画」閣議決定	「女性に対する暴力に 関する調査」実施 岐阜県女性史「まん真ん 中の女たち」発行	
平成13(2001)		男女共同参画会議設置 及び男女共同参画局設 置 「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 (以後、毎年実施) 「仕事と子育ての両立 支援策の方針について」 閣議決定		「多治見市男女共同参 画に関する市民意識調 査」実施
平成14(2002)			「ぎふ男女共同参画プ ラン」一部改訂 「男女共同参画に関す る県民意識調査」実施	「多治見市男女共同参 画推進委員会」設置
平成15(2003)		「女性のチャレンジ 支援策 の推進について」男女共 同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施 状況第4回及び第5回報 告審議 「少子化社会対策基本 法」公布、施行 「次世代育成支援対策 推進法」公布、施行	「岐阜県男女が平等に 人として尊重される男 女共同参画社会づくり 条例」公布、施行(翌年、 全面施行)	「たじみ男女共同参画 プラン(改訂版)」策定
平成16(2004)		「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護 に関する法律」改正	「岐阜県男女共同参画 二十一世紀審議会」設置 「岐阜県男女共同参画 計画」策定	
平成17(2005)	国連「北京+10」閣僚 級会合(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計 画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ 支援 プラン」策定		「多治見市男女共同参 画推進条例」施行 「多治見市男女共同参 画推進審議会」設置

年	世界	国	岐阜県	多治見市
平成 18(2006)		「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	「多治見市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 19(2007)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「パートタイム労働法」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 20(2008)				「第2次たじみ男女共同参画プラン」策定
平成 21(2009)		「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	
平成 22(2010)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 国際グローバルコンパクト(UNGC)とUN IFEM(現UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	APEC(アジア太平洋経済協力)「女性起業家サミット」開催	
平成 23(2011)	UN Women 正式発足			「多治見市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 24(2012)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択		「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 25(2013)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行)		「第2次たじみ男女共同参画プラン後期計画」策定
平成 26(2014)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo2014)開催(以後毎年開催)	「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定	
平成 27(2015)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台) 「仙台防災枠組」採択 UN Women日本事務所開設 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	「女性活躍加速のための重点方針2015」策定(以後、毎年策定) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(翌年、全面施行) 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定		「多治見市女性活躍会議」設置

年	世界	国	岐阜県	多治見市
平成 28(2016)		女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ (WINDS)」に合意	「岐阜県女性の活躍支援センター」開設 「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」設置 併せて、「女性管理職登用検討委員会」、「M字カーブ底上げ検討委員会」、「女性の活躍総合支援体制検討委員会」設置	「多治見市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 29(2017)		刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」策定 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	「多治見市女性活躍会議」を「多治見市男女共同参画推進審議会」と統合
平成 30(2018)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定		「第3次たじみ男女共同参画プラン」策定
令和元(2019)	G20 大阪首脳宣言	女性活躍推進法改正	「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」策定	
令和 2(2020)	国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		
令和 3(2021)		「政治分野における男女共同参画推進法」改正、施行 「育児・介護休業法」改正(令和4年4月から段階的に施行)		「多治見市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和 4(2022)			「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」中間見直し(「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」と統合)	

【参考】世界、国…「ひとりひとりが幸せな社会のために～令和2年版データ」内閣府・男女共同参画推進連絡会議 ほか
岐阜県…「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」ほか

用語解説

【あ行】

●NPO(エヌピーオー)

「Non-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人(NPO 法人)」という。

様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

●LGBTQ(エルジービーティーキュー)

レズビアン/Lesbian(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ/Gay(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル/Bisexual(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー/Transgender(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)、クエスチョニング/Questioning(性的指向や性自認やが定まっていない人)の呼称があり、これらの頭文字をとった用語で、性的少数者を表す言葉の一つとして使われている。

●エンパワーメント

力をつけること、また、自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。「女性のエンパワーメント」と言う場合には、女性が自身の生活や人生を決定する権利と能力をもち、様々な意思決定の場に参画し、社会・経済・政治・家庭などの場面で状況を変えていく力をつけることを意味する。

【か行】

●キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を促す教育。

●高齢者保健福祉計画(多治見市高齢者保健福祉計画)

介護保険法・老人福祉法・成年後見制度利用促進基本計画に基づくもので、介護サービス量、保険料、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築という課題に対して、多治見市が目指す基本的な政策目標を定め、その実現に向けて取り組む事業内容を定めた計画。

●固定的性別役割分担意識

男女を問わず、各個人が持つ能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

●子どもの権利の日(たじみ子どもの権利の日)

子どもの権利についての関心や理解を深め、取り組みを進めるために、「多治見市子どもの権利に関する条例」第6条で定めた日。国連総会で「子どもの権利条約」が採択された日にちなみ11月20日としている。

【さ行】

●障害者計画(多治見市障害者計画)

「ともに地域で安心して、自分らしく、元気に暮らせるまち」を目指して、多治見市が実施する障害者施策に関して定めた基本的な計画。

●セクハラ(セクシュアルハラスメント)

性的な嫌がらせのこと。性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など様々な態様のものが含まれる。特に職場では、相手の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により不利益を受けたり、職場の環境が不快なものになったため労働者の能力の発揮に悪影響が生じたりするもの。

●SOGI(ソジ)

性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉。性的指向とは、恋愛や性愛がどの性別を対象としているのかを示し、性自認とは自分の性をどのように認識しているかを示す。「LGBTQ」よりも広く性の多様性を表す概念であり、「LGBTQ」などの性的少数者を特別視するのではなく、すべての人が持っている性的指向や性自認を尊重するという考え方。

【た行】

●多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

●DV(ディーバイ)

ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略称。配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。殴る、蹴るなどの身体的なものだけでなく、大声で怒鳴る、無視する、友人との付き合いを制限するなどの精神的なもの、生活費を渡さない、仕事を制限するなどの経済的なもの、性行為を強要するなどの性的なものも含まれる。

●特定事業主行動計画

女性活躍推進法第19条に基づき、各特定事業主(国や地方公共団体等)に策定・公表が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画。多治見市では、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画、人材育成基本計画、障害者活躍推進計画と併せて、人事施策に関する4種類の計画を1本の計画書として策定している。

【は行】

●パートナーシップ制度

互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係である一方又は双方が性的少数者である2人を、婚姻に相当する関係であると各自治体が認め、証明書を交付する制度。パートナーシップ宣誓制度として、宣誓書の提出に対し、受領証を交付する自治体もある。

●パワハラ(パワーハラスメント)

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性(※)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

※「職場での優位性」とは、職務上の地位に限らず、先輩・後輩の間や同僚間での人間関係、専門知識・経験などのさまざまな優位性が含まれる。

【ま行】

●モラハラ(モラルハラスメント)

言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけ、肉体的、精神的に傷を負わせること。

【わ行】

●ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

●ワーク・ライフ・バランス推進企業(岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業)

岐阜県が実施している、従業員の仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に取り組む県内の企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録する制度。このうち、基準を満たし、優れた取り組みを行う企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定している。

第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画

令和5(2023)年3月

多治見市環境文化部くらし人権課

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地

TEL:0572-22-1128(直通)FAX:0572-25-7233

E-mail:kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp



リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

